

第4期雲南市農業委員会第25回総会議事録

1. 日 時 平成25年7月24日(水) 13:30～14:45

2. 場 所 木次町 下熊谷交流センター

3. 出席委員(33)

1 番 内部武雄	2 番 永井尚二	3 番 錦織邦男	4 番 渡部満憲
5 番 宇都宮敏章	6 番 日野一夫	8 番 竹下房子	9 番 高島幹雄
10 番 竹内 勉	11 番 狩野幹美	12 番 持田明典	13 番 高橋敬二
14 番 杉山正美	15 番 鳥谷悦雄	16 番 星野朝義	17 番 川上蘆求
18 番 嘉本輝雄	19 番 白築 進	20 番 白築美雄	22 番 藤原克巳
24 番 青木征温	25 番 名原玲子	26 番 小田久義	27 番 藤原修至
28 番 高田 耕	29 番 加藤一郎	30 番 廣澤幸博	31 番 石橋義明
33 番 周藤寛洲	34 番 橋本 博	35 番 陶山直利	36 番 勝部有二
37 番 板持 庸			

4. 欠席委員(4名) 7 番 片寄健治 21 番 山本博子 23 番 白築 剛
32 番 武田京子

早退届委員(3名) 17 番 川上蘆求 24 番 青木征温 25 番 名原玲子

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 主 査 景山修二
副主幹 山中亜希子 副主幹 大塚雄彦

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第150号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第151号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第152号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第153号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者	議 事 要 旨
事務局	定刻になりましたので、ただ今より開会いたします。 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。
議 長	ただ今から平成25年第25回総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は33名であります。欠席委員は7番片寄委員、21番山本委員、23番

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>白築委員、32番武田委員から欠席届が出ております。また、17番川上委員、24番青木委員、25番名原委員から早退届が出ております。</p>
議 長	<p>雲南市農業委員会会議規則第5条の規定により、定足数に達しておりますので、これから雲南市農業委員会第25回総会を開会いたします。</p>
議 長	<p>本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p>
議 長	<p>議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、12番持田委員、14杉山委員を指名します。</p>
事務局	<p>日程第2、諸報告を行います。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について ・農地法第4条第1項第8号届出書（農業施設用地転用届）の受理について ・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について ・会議等の予定について
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。</p>
議 長	<p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行ないます。</p>
議 長	<p>それでは最初に、「議第150号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書5ページをご覧ください。「議第150号農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p>
事務局	<p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑で、農用地区域内、面積は、134㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10アール当たり223,000円で確認は〇〇委員です。</p>
事務局	<p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも畑で、農用地区域内、面積は合計623㎡、権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇県〇〇の□□□□</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10アール当たり240,000円、確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田で、農用地区域内、面積は1,008㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇県〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10アール当たり300,000円で確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田で、農用地区域内、面積は781㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「隣接地が島根県の〇〇C砂防事業の管理用道路用地に供する土地の代替地として提供するのに伴い、譲受人の要望により譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「隣接地を島根県の〇〇C砂防事業の管理用道路用地に供する土地の代替地として取得するのに伴い、併せて申請地を譲り受けたい」ということです。土地代は10アール当たり10,417,000円で確認は〇〇委員です。地図10ページの〇〇町〇〇△△-△が事業の代替地として取得される予定となっており、隣接地の〇〇町〇〇△△-△を要望されたようです。</p> <p>続きまして申請書番号5番、空家付き農地、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は△△-△は登記簿・現況とも畑、△△-△は登記簿・現況とも田、面積は合計1,059㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を主宰する」ということです。土地代は、△△-△は10アール当たり26,000円、△△-△は10アール当たり46,000円、確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請書番号6番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑で、面積は115㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇県〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇市〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は、10アール当たり480,000円、確認は〇〇委員です。</p> <p>以上6件の案件とも、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上6件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありました。確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございましたか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。</p> <p>「議第150号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第150号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第151号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書8ページをご覧ください。「議第151号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外2筆、地目は登記簿畑・現況宅地で面積は合計225㎡です。申請人は、〇〇市〇〇の□□□□さん、転用目的は宅地の拡張で、倉庫1棟23.4㎡を建築されます。転用理由は、「庭を広くし、また、収納場所を増やしたい」とのことです。始末書が提出されており、「昭和54年より宅地を造成し、倉庫を建築していた」とのことです。</p> <p>平成25年5月31日に農用地除外事前了承が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿畑・現況雑種地で面積は合計140㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は車庫・物置で、車庫及び農機具庫72㎡を建築されます。転用理由は、「現在、3世帯同居のため、駐車場が手狭であり、隣接する申請地に車庫を設置したい。併せて農業用機械も置きたい」とのことです。始末書が提出されており、「平成20年頃より駐車場として使用していた」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は1番と同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑・現況宅地で面積は119㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は宅地の拡張で、パイプ車庫1棟9㎡を建築されます。転用理由は、「申請地を住宅敷地として平らに埋め立て、木戸道や庭、車庫として利</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>用したい」とのことです。始末書が提出されており、「昭和59年頃に造成し、宅地として利用していた」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は1番と同じです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑で面積は10㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は山の中腹にあり、参道も一部崩壊し危険なため、申請地に移転新設する」とのことです。平成25年5月31日に農用地除外事前了承が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は1番と同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑で面積は9.90㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地が山の中腹にあり、維持管理が困難なので、自宅に近い申請地に移設したい」とのことです。平成25年5月31日に農用地除外事前了承が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は1番と同じです。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は9.92㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は山の頂上にあり、行く道は急峻な坂道で一部土砂崩れなどがあって危険なため、申請地へ移転する」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は1番と同じです。</p> <p>申請番号7番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿畑・現況宅地で面積は合計145㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は宅地の拡張で、転用理由は、「宅地を拡張し、整備する」とのことです。始末書が提出されており、「昭和55年頃より宅地の一部として造成し、利用してきた」とのことです。平成25年5月31日に農用地除外事前了承が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は1番と同じです。</p> <p>以上、7件の申請についてご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p>
15番	<p>申請番号1番について、申請人□□□□さんは大阪に住まいをしておられますが、申請人のお父さん□□□□さんが2年前に亡くなられて現在空き家になっております。始末書が出ておりますが、□□□□さんは当時大工さんとして倉庫を建築されました。地目変更をしていなくて申し訳なかったとのこと。よろしくお願いします。</p>
33番	<p>申請番号2番についてですが、申請書にありますように平成20年頃より駐車場として使用していたようです。周辺の山林の一部を切り取って整備されたようです。農地であったことが判明しましたので、適正な申請の指導を行いました。</p>
30番	<p>申請番号3番についてですが、図面の31ページをご覧ください。申請地は図面の太枠の中ですが地目は畑です。昭和59年頃に宅地平にして埋め立て木戸道とし、またパイプ車庫とし</p>

発信者	議 事 要 旨
30番	<p>でも使用しておられました。この度分筆するにあたって土地家屋調査士に依頼し農地であることがわかったため、あわてて申請されました。なお、宅地の拡張等されましたのは、□□□□さんのお父さんです。すでに亡くなっておられます。現在、深く反省しておられますので、どうぞよろしくをお願いします。</p>
19番	<p>申請番号3番についてですが、県道の改良工事に伴いまして支障移転で移転され宅地拡張をされました。この度墓地を整備された際に、農地を転用していなかったことがわかりました。長い間ご迷惑をかけましたがよろしくをお願いしますとのことです。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございましたか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第151号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第151号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第152号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書12ページをご覧ください。「議第152号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番ですが、図面の48ページをご覧くださいとわかりますが、先ほどの4条の申請番号7番で説明をしました隣接地の案件です。〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑・現況宅地、面積は68㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は宅地拡張で、水槽1基6.9㎡を建設されます。</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>転用理由は、「宅地を拡張し整備する」ということです。始末書が提出されておりました、昭和55年頃より宅地の一部として造成し、利用してきた」ということです。農用地除外事前了承が平成25年5月31日に出しております。土地代につきましては、以前に契約された際に支払われておりました。今回は無償、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は176㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は駐車場で、駐車区画3台分を整備されます。転用理由は、「居宅が敷地いっぱい建っており、駐車スペースが狭隘なため、申請地を譲り受け家用及び来客用の駐車場とする」ということです。こちらの案件も農用地除外事前了承が平成25年5月31日に出しております、土地代は10アール当たり160千円、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じです。</p> <p>続きまして申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑・現況雑種地で面積は127㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は貸駐車場で駐車区画5台分を整備されます。転用理由は、「近隣事業所より駐車場の要望があり貸駐車場を新設する」ということです。始末書が提出されておりました、「平成10年頃より駐車場として利用してきた」ということです。農用地区域外で、土地代は10アール当り7,874千円、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じです。</p> <p>続きまして申請番号4番と5番は隣接の案件です。図面の62・63ページをご覧ください。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田で、面積は961㎡のうち500.2㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の建設業者、株式会社□□□□です。転用目的は資材置場他で資材置場、駐車区画5台分を整備されます。転用理由は、「(県営)〇〇地区中山間地域総合整備事業(〇〇圃場)に必要な資材置場、作業用車両の駐車場及び回転場として利用するため」ということです。今回の申請は一時転用でして、期間は平成26年3月31日まで、農用地区域内で、賃料は無償となっております。無償の理由ですが、「短期間でもあり、土地改良でお世話になるため」とのことです。確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田で面積は455㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の建設業者、株式会社□□□□です。転用目的は資材置場ほかで資材置場、駐車区画5台分を整備されます。転用理由は、「(県営)〇〇地区中山間地域総合整備事業(〇〇圃場)に必要な資材置場、作業用車両の駐車場及び回転場として利用するため」ということです。こちらの申請も一時転用でして、期間、賃料、確認委員、農地区分、許可条項等は先ほどの4番の案件と同じですので省略させていただきます。</p> <p>続きまして申請番号6番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田で面積は385</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>m²です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇市〇〇の□□□□です。転用目的は駐車場で中古車の展示場区画20台分を整備されます。転用理由は、「□□□□株式会社〇〇営業所が申請地の近くに移転することに伴い、同営業所より中古車展示場（駐車場）敷地として利用したい旨の要望があり貸し出す」ということです。農用地区域外で、都市計画区域内の近隣商業地域に指定されております。賃料は10アール当たり800千円で確認は〇〇委員です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>以上6件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p>
19番	<p>申請番号1番についてですが、先ほどの4条申請の県道改良工事の支障移転に伴う宅地拡張でありまして、□□□□さんの畑が一部あったようであります。その際両者の話し合いで無償移転をされました。よろしくをお願いします。</p>
15番	<p>申請番号3番についてですが、申請人のお父さんから申請地を譲り受けられまして□□□□さんが駐車場として貸し出してこられました。申請人のお父さんは亡くなっておられまして、息子の□□□□さんが申請されております。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局及び確認された委員から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p>
1番	<p>最近、始末書が多いように思います。農地パトロールの効果もあると思いますが、「転用してから始末書を付けて申請すればいい」という風潮になってもいけません、どう思われますか。</p>
事務局	<p>4条、5条申請でも説明したところですが、今年の5月31日に農用地除外の事前了承が出ていまして、皆様方の指導もあり無断転用された案件の申請がなされたと思います。また、利用状況調査時に無断転用の指導等いただいておりますので感謝しております。</p>
1番	<p>転用された人が亡くなっている等ずいぶん前のものもあり、何とも言えない気持ちですが。</p>
事務局	<p>今年の4月以降資金証明の添付が必要となりまして、中には「先に転用してしまっただけ始末書を付ければ良いのではないか」という方もあります。しかし、「絶対にいけません」と言ってお</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>りますので、皆様方のご指導をお願いします。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p>
	<p>「議第152号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p>
	<p>よって、「議第152号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第153号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは議案書の15ページからご覧ください。「議第153号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」であります。</p>
	<p>16ページをご覧ください。</p>
	<p>今回の案件は9件申請されておまして、大東町2件、三刀屋町6件、掛合町1件であります。</p>
	<p>いずれの計画も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p>
	<p>ご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町で協議をお願いします。14時40分まで暫時休憩としますので、休憩の間にご協議をお願いします。</p>
	<p>(14時27分から14時40分まで町ごとに協議)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。</p>
	<p>先ほど休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表いただきます。</p>
	<p>大東町より順次発表をお願いします。</p>

発信者	議 事 要 旨
29番	大東町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
16番	三刀屋町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
22番	掛合町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議 長	ただ今発表のとおり、いずれも許可妥当ということでございますが、ご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	お諮りいたします。
	「議第153号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。
	よって、「議第153号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。
議 長	以上で本日の議事日程は全て終了し、閉会といたします。
	なお、8月の総会は8月21日(水)午後1時00分から研修会を併せて「木次町下熊谷交流センター」で開催いたします。
議 長	ご起立下さい。
	一同ご礼。
	ご着席願います。
	次にその他事項に入ります。事務局より説明願います。
	【その他事項】
	(1)雲南市農業委員会研修会について
	(2)農地法の手続き等に関する質問および意見について
	(3)遊休農地等解消に係る事例照会について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____